

# 拠点校方式による合同部活動 自転車利用のきまり

拠点校方式による合同部活動が始まります。  
決まりを守って、充実した部活動にしてください。

特に、自転車での移動をする生徒の皆さんは、  
ここ書かれているきまりや交通ルールをしっかり  
守って行動してください。

<保護者の皆様へ>

お子様の安全を確保する上で、ご家庭の協力  
は欠かせません。本通知をお子様と一緒に確認  
いただきますようお願いいたします。

## 禁止事項



傘さし運転



## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側通行歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の交通安全  
について学びましょう。

横に並んでの運転

## 学校などでの約束

- ・学校が指定した場所に駐輪しましょう。
- ・駐輪する際は、鍵をかけましょう。(鍵の自己管理も大切です。)
- ・拠点校へは、寄り道せず向かいましょう。
- ・自転車の破損・盗難等のトラブルは、ご家庭で対応してください。
- ・事故が発生した場合、必ずその場で警察に連絡します。
- ・自転車利用許可シールを自転車の見えやすい位置に貼ります。

## 必ずご確認ください。

事故発生の状況	自損事故	事故被害者	事故加害者
保険等の補償について	日本スポーツ振興センター ※学校での手続き	相手方自賠責等 ※警察での手続き	各家庭加入の保険 ※警察及び保険会社での手続き

各ご家庭で、自転車保険、もしくは、相当する保険等に必ず加入してください。

拠点校方式による合同部活動要項等もご確認ください。 武蔵野市部活動